



青少年の健全育成を担っているスポーツ少年団(以下少年団)せめて町は練習場の無料提供を!

米山 知子

問一 少年団はスポーツを通じて青少年の育成に取り組んでいる。

答一 教育長 社会体育の場では大人と子どもは同じである。

問二 回答書では、負担するようになった電気料を高額ではないと判断しているが、この一年間で少年団はどのくらい負担するようになったのか?

答二 生涯学習課長 少年団により、使用する施設が違うが、二万円台から二十万円までである。屋外の種目については無料のところもある。公平性の面では問題であると思う。

問三 昨年六月議会に少年団から町施設使用料を減免を求める請願が提出され、可決された。青少年の教育を担っている少年団を、大人の団体と同じ扱いでよいのか。

問四 近隣町では少年団からは料金を取っていないが、川南町が取るように

問五 今までの教育長との質疑を聞いて町長の考えは?

答五 町長 組織的には体育協会の下部組織である。いろいろな方面で子どもの健全育成は取り組んでいるし、少年団もそのひとつであり助成もし

問一 教育長 近隣町は

答四 教育長

問二 利用組合に町より運営補助一億二千万円、農家から出資金が集められているが、その金の流れは

答二 農林水産課長 現金を扱わずにすべては利用組合の通帳を通し、補助金と利用組合の方の処理料と合わせて山有に支払われた。

問四 今までの経過を聞かれて監査委員はどう思われるか。

答四 代表監査委員 組合の方で会計をし



通山小で練習するJVC

(株)山有からの損害賠償等請求事件について

今井 伸二



(1)宮崎地方裁判所受付 平成二十一年十二月二十三日(フ)第一四一八号 訴状の朗読を願います。

問一 地方公共団体訴訟は、町長が被告当事者で、私(議員)は、この訴訟の利害関係者ということになります。又、町民との関係は私と同じ、この訴訟に対する利害関係者である。これが地方裁判所の見解であります。このことを踏まえ質問します。

問二 今回の二億四一九二万円の請求事件はまだ結審した訳ではないが、町民の血税で金を支払うことになれば許せない事であり、原告(株)山有は本町の誘致企業であるのに、そもそも裁判が起きる事が異常でまことに残念の一言であります。町長辞職、議会解散もありうるこのような重大事を町長はどう思われるのか

問三 農林水産課長 現金を扱わずにすべては利用組合の通帳を通し、補助金と利用組合の方の処理料と合わせて山有に支払われた。会計は組合ではなく、役場職員が行っている。

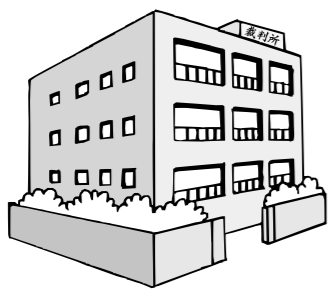
問四 今までの経過を聞かれて監査委員はどう思われるか。

答四 代表監査委員 組合の方で会計をし

答一 町長 訴状については特別委員会で朗読し、議員の皆さんに渡してあ

答二 町長 経過は色々あるけれども行政と農家の間で裁判にならないように弁護士と相談しなが

答三 町長 経過は色々あるけれども行政と農家の間で裁判にならないように弁護士と相談しなが



川南湿原の整備について

国指定天然記念物の川南湿原植物群落の一般開放が4月10日(土)から行われています。平成16年度から6年間の時間を費やして、国庫補助事業で保護・増殖及び開放施設の整備事業が進められてきました。総事業費は平成7年度から始めた環境調査まで含めると、2億8千5百万円に上ります。平成7年度から10年度にかけては基礎環境調査、11年度には整備を進めるにあたって必要な現況図作成、13年度には整備基本計画、14年度には整備実施計画、15年度には一部設計図を作成し、16年度から整備に着手しました。20年度までには湿原内部の整備が終了し、21年度は管理棟の建設を行いました。侵入路と駐車場の舗装等は22年度事業となっています。整備までの準備期間に十分な時間をかけたのも、微妙な環境のバランスが保たれていないと生きていけない湿原植物の保護・増殖を図りながら、一般開放が可能な公園化整備をしていくという、相反する課題をクリアしていかなければならなかったからです。天然記念物を含む文化財は、まず保護ということが最優先されますが、学びの場や癒しの場として広く活用するということも大変重要です。

川南湿原は、唐瀬原台地の地表面近くにある地下水が豊富に湧き出す地点にあります。



年間を通じて湧き水は枯れたことがなく、湿原内部の溜池では、平均すると1日約1300トンもの水が湧いています。その他、湿原には地下から直接染みだしてくる水も多く、その量は正確には把握できないくらいです。そういった豊富な地下水に支えられて、雑草から大きな木まで入れて約300種の植物が繁茂し、そのうち約100種が湿生植物で、そのうちさらに50種類程度が希少種となります。4月から11月の8ヶ月間には、様々な花が咲き乱れますので、町民の皆様方も是非訪れて見て下さい。12月～3月は、種を土に落としたり、春の芽吹きに備えて植物たちが休眠する時期ですので閉園としています。貴重な自然を末永く残していきたいものです。

湿原開放期間：4月10日～11月30日、開放時間：4～9月＝9時～17時 10～11月＝9時～16時 お問い合わせ：川南町生涯学習課文化振興係 TEL 27-7111